

枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)及び枚方市障害者計画(第4次)の策定について

1. 策定の背景

枚方市障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)は、障害者総合支援法に基づくサービスの見込み量及び整備の方向を定めるもので、平成18年より3年毎に策定し、現在は第5期として平成30年度～令和2年度を計画期間としています。

また、枚方市障害児福祉計画(以下「障害児計画」という。)は、平成28年の児童福祉法の改正に伴い、平成30年3月に計画を策定、第1期計画として平成30年度～令和2年度を計画期間としています。

枚方市障害者計画(以下「障害者計画」という。)は平成24年3月に第3次計画を策定し、計画期間を平成33年度末(令和3年度末)までの10年間としました。中間年度の平成28年度には、社会情勢の変化や法改正等を踏まえ、当該計画の見直しを行い、平成29年3月に障害者計画第3次(改訂版)を策定しました。

このたび福祉計画と障害児計画について計画期間を満了するため、第6期福祉計画と第2期障害児計画を策定します。また、障害者計画について、従来の計画期間は10年間であり、終期を平成33年度末(令和3年度末)までとじていましたが、期間を短縮することにより社会状況の変化に柔軟な対応ができることや、両計画の整合性を図ることができるという観点から、計画終了を令和2年度末に前倒し、計画期間を6年間としたうえで、今回福祉計画、障害児計画と並行し、第4次計画を策定するものです。

2. 計画の概要

障害者計画(第4次)

根拠 障害者基本法 第9条第3項

内容 障害福祉サービスやまちづくり等、障害者施策全般に関する目標及び目標を達成するための方策

期間 令和3年度～8年度

障害福祉計画(第6期)

根拠 障害者総合支援法 第88条

内容 法に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の利用見込みと整備の方向

期間 令和3年度～5年度

障害児計画(第2期)

根拠 児童福祉法 第33条の20

内容 法に規定する障害児通所支援サービス等の利用見込みと整備の方向

期間 令和3年度～5年度

3. 策定方針

障害者計画については、これまでの基本理念を引き続き堅持するとともに、この間の障害者施策に関する制度改正や社会情勢の変化を反映し、国の「障害者基本計画」、「第5次大阪府障害がい者計画」、「第5次枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画（第4期）」等との整合性を図りながら計画目標を設定します。

福祉計画及び障害児計画については、これまでの計画の実績を踏まえつつ、国及び大阪府の基本指針に沿って、「第6期大阪府障害がい福祉計画」「第2期大阪府障害がい児計画」と連携した上で、策定します。

4. 審議機関

枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会

庁内においては、関係部・課長会議

5. 策定スケジュール

別紙1のとおり

6. 参考資料（現行計画）

枚方市障害者計画第3次（改訂版）

枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児計画（第1期）

スケジュール〈予定〉

枚方市障害者計画（第4次）

枚方市障害福祉計画（第6期）

枚方市障害児福祉計画（第2期）

以下「障害者計画等」と言う

令和2年4月	社会福祉審議会（本審） ・障害者計画等の策定について 当事者ニーズ調査、障害団体、事業者ニーズ調査の概要について
5月	関係部課長会議 ・障害者計画等の策定について
6月	第1回障害福祉専門分科会 ・障害者計画等の令和元年度進捗状況について（報告） ・障害者計画等の課題、問題点の整理・分析 ・当事者、障害者団体、事業者ニーズ調査票（案）の審議
7月	当事者ニーズ調査 障害者団体、事業者ニーズ調査
8月	関係課長会議 ・利用者、障害者団体、事業者のニーズ調査の結果分析、課題抽出 ・骨子案の提示
9月	第2回障害福祉専門分科会 ・利用者、障害者団体、事業者のニーズ調査の結果分析、課題抽出 ・骨子案の提示 関係課長会議 ・試案に係る審議
10月	第3回障害福祉専門分科会 ・試案に係る審議 社会福祉審議会（本審）での中間報告
11月	関係課長会議、関係部長会議 ・障害者計画等素案に係る審議
12月	第4回障害福祉専門分科会 ・障害者計画等素案に係る審議 市民意見聴取の実施、市民意見聴取会の実施

令和3年1月	市民意見聴取の結果の公表 関係課長会議、関係部長会議 ・ 障害者計画等案の審議 第5回障害福祉専門分科会 ・ 障害者計画等案の審議
2月	枚方市自立支援協議会全体会 ・ 障害者計画等案の報告
3月	社会福祉審議会（本審） ・ 障害者計画等の策定